

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月18日
【会社名】	株式会社エムティーアイ
【英訳名】	MTI Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前多 俊宏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	03 (5333) 6323
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部長 松本 博
【最寄りの連絡場所】	同 上
【電話番号】	同 上
【事務連絡者氏名】	同 上
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成21年1月30日付で提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的である株式の種類および数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳」が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正内容】

訂正箇所は_を付して表示しています。

(2) 発行数

(訂正前)

新株予約権780個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

新株予約権772個

(3) 発行価額

(訂正前)

新株予約権の発行価額は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新株予約権の払込みは、割り当てを受ける当社取締役および当社従業員が、当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭による払込みを要しない。

(訂正後)

新株予約権の発行価額は、87,538円とする。ただし、新株予約権の払込みは、割り当てを受ける当社取締役および当社従業員が、当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭による払込みを要しない。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

67,579,336円

(5) 新株予約権の目的である株式の種類および数

(訂正前)

普通株式780株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(訂正後)

普通株式772株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(訂正前)

未定

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の

端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & 1 \\ \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \\ & \text{分割・併合の比率} \end{aligned}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ \text{調整後} & \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} &= \text{行使価額} \times \\ & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記 および のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(訂正後)

1個当たり153,200円

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、153,200円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & 1 \\ \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \\ & \text{分割・併合の比率} \end{aligned}$$

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合および

び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{調整後 調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} = & \text{行使価額} \times \\ & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記 および のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

(訂正前)

合計60名であり、その内訳は下記の通りです。

当社取締役 2名 200個

当社従業員 58名 580個

(訂正後)

合計59名であり、その内訳は下記の通りです。

当社取締役 2名 200個

当社従業員 57名 572個